**新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業公募要領**

「新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業」(以下「本事業」という。)の実施にあたっては、熊本県が定めた「新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業実施要領」（以下「実施要領」という。）のほか、この「新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業公募要領」（以下「公募要領」という。）によるものとする。

**第１条　目的**

この公募要領は、県内の事業所（飲食店・事務所等）が、熊本県産の木材（以下「県産木材」という。）を使用した新しい生活様式へ対応した空間づくりを提案することで、県産木材の需要拡大及び新しい生活様式への環境整備を支援することを目的として実施する、本事業の事業実施者（以下「補助事業者」という。）の候補者を公募するにあたり、公募の内容、参加要件及び手続等を定めるものとする。

**第２条　本事業の内容と応募要件等**

**１　本事業の内容**

県産木材を使用して「新しい生活様式」の空間づくりに取り組む事業所（飲食店・事務所等）に補助を行う。

※１　県産木材とは、県内で生産された素材(スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹及びシイ、カシ、クス等の広葉樹）

を県内の製材所等が加工したものとする。

なお、県内で生産された素材を県外で集成加工等したものについては、県内で使用する場合に限り、県産木

材とみなす。

※２　新しい生活様式とは、新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言（令和２年５月４日）を踏まえ示された「新しい生活様式」の実践例（厚生労働省ホームページに掲載）の対策や生活様式等とする。

**２　補助金の額**

当該年度の一補助事業者に対して５６７千円を上限とする。

**３　補助対象経費**

補助対象となる経費は次のとおり

（１）天井・床・壁張替え等の木質化の場合は、木材代、木材の加工代（塗装費・防腐防蟻処理

代等を含む）とする。

（２）木製什器については、製品費用とする。

**４　応募に当たっての要件**

次の要件を全て満たすものとする。

　（１）新しい生活様式に対応した空間づくりの提案

　　　　県産木材を使用した新しい生活様式に対応した空間づくりを提案するものであること

（２）対象となる施設

事業所（飲食店・事務所等）とは、不特定多数の者が訪れる飲食店・店舗等で、ＰＲ効果が高い施設であること

　　　　県内に存する事業所であり、居住空間とは区分できるものであること

木製什器購入の場合は、請書等で納品予定であることを証明できるものを受領していること

木質化の場合は、工事請負契約を締結（見込み可）していること

（３）取組み事例のＰＲ等への協力

　　　　県産木材を使用した新しい生活様式に対応した空間づくりについて、報告書を作成すること

報告書を県ホームページで公表することに同意し、県が実施する県産木材のＰＲ（広報用

写真撮影、パンフレット作成等）に協力するとともに、完成後のアンケートに応じること

（４）完成した事例施設や導入した木製什器の管理体制

　　　　導入した木製什器等及び木質化した施設等の管理や活用に関する体制ができていること

　　　　完成後に、国や県が行う現地調査や管理体制の確認に協力すること

（５）その他

　　　　事業年度内に確実に完了すること

**５　応募者の条件**

県内の事業所（飲食店・事務所等）が、県産木材を使用した新しい生活様式へ対応した空間づくりを提案し、次の条件を全て満たすものとする。

（１）次のいずれにも該当しない者であること。

ア　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第２項の規定による再生手続開始の申立てをされた者

イ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第２項の規定による更正手続開始の申立てをされた者

ウ　熊本県等から指名停止の処分を受けていない者

（２）暴力団または暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にないこと。

（３）宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。

（４）営業許可証の写しなど事業の営みが証明できるものにより、事業を営んでいることが認められる者であること。

（５）熊本県税を滞納している者ではないこと。

**第３条　提案の応募手続き**

**１　提案書の提出**

（１）受付

公募期間中に持参又は郵送（終期日の消印は有効とする。）によるものを受付けるものとする。

（２）提出書類

提出書類の様式は、日本産業規格Ａ４縦型（一部Ａ３版資料折り込み使用可）とする。

ア　提案書提出（第１号様式）

イ　新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業計画書（第２号様式）

　　　　　施工場所の地図及び現行写真、空間づくりに等のイメージ図、積算資料を添付すること

ウ　応募者概要調書（第３号様式）

エ　誓約書（第４号様式）

オ　営業許可証の写し又は事業の営みが証明できるもの

カ　県税に「未納がない」ことの納税証明書

（３）提出部数

　　　　２部（正本１部、副本１部）

（４）提出先

一般社団法人　熊本県建築士事務所協会

〒８６２－０９７６　熊本市中央区九品寺４丁目８番１７号　熊本県建設会館別館２階

電話番号　０９６－３７１－２４３３

**２　応募に際しての注意事項**

（１）失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とし、第５号様式により応募者に通知する。

　ア　提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

　イ　虚偽の内容を記載した書類を提出した場合

　ウ　審査の公平性に影響を与える行為があった場合

　　　エ　募集要項に反すると認められた場合

（２）著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果生じたことに係る責任は、すべて応募者が負うものとする。

（３）補助金の併用の禁止

本事業の補助金を受ける場合は、県産木材を利用した空間づくりという同様の目的に対して国、県、市町村などから他の補助金等を受けることはできない。

（４）提出書類の変更の禁止

提出期限後の書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない（軽微なものは除く）。

（５）返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

　（６）費用負担

提案書の作成、提出等の応募に要する経費等は、すべて応募者の負担とする。

　（７）その他

ア　応募者は、提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとする。

イ　提出された提案書等は、熊本県情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる。

ウ　提案書の提出後の辞退は、選考会開催前日の１７時までに辞退届（様式自由）を持参又は郵送により提出すること。提出先は第３条の１（４）と同様とする。

**第４条　審査に係る事項**

**１　審査方法及び選定方法**

　　　選定にあたっては、一般社団法人　熊本県建築士事務所協会（以下、「事務所協会」という。）内に設置される選定委員会において第４条の２に規定する評価基準に基づき、提出書類により提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、上位の者から補助事業者を選定する。

**２　評価基準**

別表「評価基準」のとおり。

**３　選定結果の通知及び公表**

選定結果は選定後速やかに第６号様式－１、第６号様式―２により応募者に通知する。

**４　異議申し立て**

選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

**第５条　事業実施に係る留意事項**

補助事業者は、事業の実施に当たっては、実施要領に基づくほか、次の事項について注意すること。

**１　事業実施について**

補助事業者は、補助金交付申請書（第７号様式）を事務所協会へ提出すること。事務所協会で補助金交付申請書を審査のうえ、第８号様式により補助金交付の決定を行う。

なお、事務所協会との間で行う計画の詳細事項についての協議が整わなかった場合には、提案した事業が実施できない場合がある。

　**２　事業着手に係る制限**

事業は、原則として事務所協会から補助金交付決定の通知を受けなければ、着手することができない。

なお、交付決定を受ける前に事業に着手したい場合には、補助金交付決定前着手承認申請書（第９号様式）を提出し、承認を得なければならない。

　**３　着手届の提出**

　　　補助事業者は、事業に着手した場合は、事業着手届（第１０号様式）により事務所協会に届け出なければならない。

**４　事業の遂行**

補助金交付決定の内容、その他要領に基づく事務所協会からの指示等に従い、注意をもって事業を遂行しなければならない。また、交付を受けた補助金の経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）に基づき、適正に執行すること。さらに、事業の実施に当たっては、他の事業との経理を区分し、補助金の経理を明確にすること。

**５　事業の継続が困難となった場合の措置について**

社会情勢等の変化により、事業の継続が困難な場合、事務所協会に報告し指示を受けること。

（１）事業実施主体の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業実施主体の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、補助金の交付決定を取り消すものとする。

（２）その他の事由により事業の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、事務所協会及び事業実施主体双方の責に帰すことができない事由により事業の全部又は一部の継続が困難となった場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は内容を変更するものとする。

**６　処分制限**

（１）本事業により取得した財産又は効用の増加した財産は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならず、当該財産を処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供することをいう。以下「財産処分」という。）する必要があるときは、事前に県の承認を受けなければならない。

ただし、５年を経過したものについては、この限りではない。

（２）財産処分を行った際、当該財産を処分したことによって得た収入の全部又は一部を県に納付しなければならない（事業期間中であれば補助金交付決定額を減額する。）。ただし、本事業の成果を活用して実施する事業に使用するため転用（所有者の変更を伴わない目的外使用）する場合は、納付の必要はない。

**７　完了届の提出**

事業が完了したときは、完了届（第１０号様式）に次の書類を添付して、すみやかに事務所協会へ提出すること。

提出書類

ア　事業の実施を確認できる書類及び写真

イ　契約書等金額を確認できる書類

ウ　県産木材を証明する書類

　**８　確認検査**

完了届の提出後、事務所協会が関係書類や会計書類による審査及び必要に応じて現地検査を行うものとする。

**９　実績報告書の提出**

関係書類や会計書類による審査及び必要に応じて行う現地検査の後、実績報告書（第１１号様式）に事業実績書（第１２号の１様式）及び事業完了報告書（第１２号の２様式）を添付して事務所協会へ提出すること。

**１０　補助金の支払い**

補助金は事業完了後、事務所協会が報告書等の書類や会計書類による審査及び必要に応じて行う現地調査等により検査を行い、第１３号様式により交付すべき補助金の額を確定する。

補助金の額が確定後、補助金交付請求書（第１４号様式）を提出すること。

附則　　この要領は、令和２年１１月　　日から施行する。

|  |
| --- |
| 【問い合わせ先】一般社団法人　熊本県建築士事務所協会（担当：小林）（〒８６２－０９７６　熊本市中央区九品寺４丁目８番１７号　熊本県建設会館別館２階）電　話　　　０９６－３７１－２４３３ＦＡＸ　　　０９６－３７１－２４５０　　　　　　メール　　　info@kaaf.or.jp |

別表

評価基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基本事項 | 採択要件 | ・採択要件をすべて満たしているか。・事業内容が事業期間内に実施可能なスケジュールとなっているか。 |
| 　提　案　内　容 | 実施計画 | ・事業内容が目的に対して適切かどうか。・事業内容が期間内に実施可能かどうか。・新しい生活様式対応のための具体的な提案となっているか。【優先事項】・他にない独創性で実現性が高い提案である場合に優位に評価する。 |
| 事業効果 | ・県産木材の利用方法が適切なものとなっているか。・木材の利用方法として波及効果が高くなっているか。【優先事項】・普及啓発を行うことによる需要拡大が大きいと認められる場合に優位に評価する。 |
| 事業費 | 積算内容 | ・目的に見合った適切な積算となっているか。【優先事項】・目的に対して、効率的な実施により経済性に優れている積算である場合に優位に評価する。 |
| その他 |  | ・事業の目的、内容を十分に理解し、技術提案内容を的確に説明するなど、取組意欲が高いか。・公募要領や、評価基準、質疑応答で公開している情報に基づき、当事業の内容を正しく理解しているか。 |

第１号様式

番　　号

令和　　年　　月　　日

一般社団法人　熊本県建築士事務所協会　様

所在地

（応募者）名　称

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

令和２年度新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業提案書

このことについて、下記のとおり提出します。

添付資料

　１　事業計画書（第２号様式）

２　応募者概要調書（第３号様式）

３　誓約書（第４号様式）

４　営業許可証の写し又は事業の営みが証明できるもの

５　県税に「未納がない」ことの納税証明書

第２号様式

令和　　年度新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業計画書

|  |  |
| --- | --- |
| 応募者名 |  |
| 応募者の所在地 |  |
| 事業を実施する場所施設等の名称・地域等 |  |
| 建築物の用途 |  |
| 建築物の所在地 |  |
| 建築物の概要 | 構造 |  |
| 階数 | 地上　　階　地下　　階 | 延床面積 | ㎡ |
| 新しい生活様式対応した空間づくりの提案※施工後の管理体制等も含む |  |
| 県産木材を使用する理　由 |  |
| 事業所の利用者数 | 年間　　　　　　名（予定） |
| 木材使用量(予定) | 県産木材　　　　㎥　　　　 |
| 木材納入予定先 |  |
| 着手（予定）年月日 |  |
| 完了（予定）年月日 |  |

※設置場所の地図及び現行写真、建築物等のイメージ図を添付すること。

２　事業費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 事業費 | 事業費負担区分 |
| 県補助金 | 自己負担 | その他 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |

【記載上の注意事項】

　１）積算資料を添付すること

　２）消費税の一般課税事業者においては、消費税及び地方消費税相当額を除いた額で記載すること。ただし、申請時において消費税及び地方消費税にかかる仕入れ控除税額が明らかでないものについてはこの限りでない。

３　事業実施に関する事項

|  |
| --- |
| ・スケジュール（事業で予定している主な工程ごとのスケジュールについて記載する。） |

第３号様式

応募者概要調書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＊必須箇所

|  |  |
| --- | --- |
| （ふりがな）＊　名　称 |  |
| ＊　所在地 | 〒 |
| ＊ 代表者職氏名 |  |
| ＊　設立年月日 |  |
| ＊　担当者氏名及び連絡先 | ○担当者氏名○所　属○住　所　〒○電　話○ＦＡＸ○電子メール |
| 従業員数（構成員数、会員数） | ○従業員数　　名（組合等の場合：会員数　　者） |
| 資本金・出資金 |  |
| ＊　業種及び主たる事業 |  |
| ＊消費税等の課税方式 | 一般課税　　簡易課税　　免税　（該当するものに○） |

第４号様式

令和　　年　　月　　日

一般社団法人　熊本県建築士事務所協会　会長　様

所在地

（応募者）名　称

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

誓　約　書

このことについて、令和２年度新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業公募要領第２条の５に示された「応募者の条件」を満たすことを誓約します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　民事再生法の規定による再生手続開始の有無 | 有り　　無し |
| ２　会社更生法の規定による更生手続開始の有無 | 有り　　無し |
| ３　熊本県等から指名停止の処分の有無 | 有り　　無し |
| ４　暴力団または暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下の有無 | 有り　　無し |
| ５　活動目的における宗教活動や政治活動の有無 | 有り　　無し |

第５号様式

第　　　号

令和　　年　　月　　日

（応募者の長）　様

一般社団法人熊本県建築士事務所協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　長

令和２年度新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業提案書の非受理について

このことについて、令和　年　月　日付け提出がありました令和２年度新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業について、審査の結果、下記のとおり提案書が受理されなかったので通知します。

この通知を受けた者は、通知の日から７日以内に非受理の説明を求めることができます。

記

１　事業所名

２　非受理理由

例：　次の理由により失格・無効としたため

・提出期限を過ぎて提出書類が提出された

・提出した書類に虚偽の内容を記載した

・審査の公平性に影響を与える行為があった

・募集要項に違反すると認められる

３　問い合わせ先

一般社団法人　熊本県建築士事務所協会

〒８６２－０９７６　熊本県熊本市中央区九品寺４－８－１７

電　話　０９６－３７１－２４３３

ＦＡＸ　０９６－３７１－２４５０

E-mail　 info@kaaf.or.jp

第６号様式－１

第　　　号

令和　　年　　月　　日

（応募者の長）　様

一般社団法人熊本県建築士事務所協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　長

令和２年度新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業に係る審査の結果について（通知）

このことについて、令和　年　月　日付け提出があった令和２年度新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業について、審査の結果、補助事業実施候補者として選定しましたので通知します。

ついては、対象となる事業内容は、提案内容を熊本県建築士事務所協会との協議により決定するものとします。

なお、熊本県建築士事務所協会の間で行う計画の詳細事項についての協議が整わなかった場合には、提案した事業を実施できない場合があります。

記

１　事業所名

２　問い合わせ先

一般社団法人　熊本県建築士事務所協会

〒８６２－０９７６　熊本県熊本市中央区九品寺４－８－１７

電　話　０９６－３７１－２４３３

ＦＡＸ　０９６－３７１－２４５０

E-mail　 info@kaaf.or.jp

第６号様式－２

第　　　号

令和　　年　　月　　日

（応募者の長）　様

一般社団法人　熊本県建築士事務所協会

会　長

令和２年度新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業に係る審査の結果について（通知）

このことについて、令和　年　月　日付け提出があった令和２年度新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業について、審査の結果、下記のとおり補助事業実施候補者として選定されなかったので通知します。

この通知を受けた者は、通知の日から７日以内に非選定理由の説明を求めることができます。

記

１　事業所名

２　非選定理由

例：　次の理由により失格・無効としたため

・提出期限を過ぎて提出書類が提出された

・提出した書類に虚偽の内容を記載した

・審査の公平性に影響を与える行為があった

・募集要項に違反すると認められる

３　問い合わせ先

一般社団法人　熊本県建築士事務所協会

〒８６２－０９７６　熊本県熊本市中央区九品寺４－８－１７

電　話　０９６－３７１－２４３３

ＦＡＸ　０９６－３７１－２４５０

E-mail　 info@kaaf.or.jp

第７号様式

第　　　号

令和　　年　　月　　日

一般社団法人　熊本県建築士事務所協会　会長　様

(補助事業者の長)　　　　　　印

令和２年度新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業補助金交付申請書

　　令和２年度において、下記のとおり新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業を実施したい

ので、金　　　　　　　　円を交付されるよう下記のとおり申請します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 事業費 | 事業費負担区分 |
| 県補助金 | 自己負担 | その他 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |

第８号様式

第　　号

令和　年　月　日

　(補助事業者の長)　様

一般社団法人　熊本県建築士事務所協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　長

令和２年度新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業補助金交付決定通知書

令和　年　月　日付けで申請のありました令和２年度新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業については、公募要領の規定により、下記の条件を付けて金　　　　　円を交付することに決定しましたので通知します。

記

補助の条件

１　新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業公募要領に従い執行しなければならない。

（注）補助金の支払いは事業完了後、当会が報告書等や会計書類を審査及び検査等を行い、交付すべき補助金額を確定します。

　　　補助金額が確定後、別に定める補助金交付請求書を提出してください。

第９号様式

第　　　　号

令和　　年　　月　　日

一般社団法人　熊本県建築士事務所協会　会長　様

（補助事業者の長）　　印

令和　　年度新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業の補助金交付決定前着手承認申請書

このことについて、令和　　年度事業計画に基づき、着手の条件を了承のうえ、下記のとおり交付決定前に実施したいので、新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業公募要領第５条の２の規定に基づき、申請します。

記

１　着手の理由

２　着手の計画

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業内容 | 事　業　費（円） | 着手予定年月日完了予定年月日 |
|  |  |  |

３　着手の条件

（１）補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、その損失は補助事業者において負担すること。

（２）補助金交付決定を受けた交付金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

（３）当該事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更を行わないこと。

第１０号様式

第　　　　号

令和　　年　　月　　日

一般社団法人　熊本県建築士事務所協会　会長　様

（補助事業者の長）　　　　　 印

令和２年度新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業着手（完了）届

令和　　年　　月　　日付け　　　　第　　　　号で交付決定のあったこのことについて、事業に着手（が完了）したので、新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業公募要領第５条第３項（第７項）の規定に基づき報告します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業の内容 | 事業費（円） | 事業着手年月日事業完了年月日 | 備　考 |
|  |  |  |  |  |

※着手届の際は、事業着手、事業完了年月日の欄の完了年月日は予定年月日を記載すること。

※完了届には、次の書類を添付すること。

事業の実施を確認できる書類及び写真、契約書等金額を確認できる書類、県産木材を証明する書類

第１１号様式

第　号

令和　年　月　日

一般社団法人　熊本県建築士事務所協会　会長　様

(補助事業者の長)　　　　　　印

令和２年度新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業実績報告書

令和　年　月　日付け　　　第　　号で交付決定のあったこのことについて、事業を実施したので、新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業公募要領第５条第９項の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

添付書類

　１　事業実績書（第１２の１号様式）

　２　事業完了報告書（第１２の２号様式）

第１２号の１様式

令和２年度新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業実績書

１　事業内容

　　別添「第１２の２号様式」

２　事業費

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 単価(円) | 数量 | 事業費(円) | うち県費(円) | 備　考 |
|  |  |  |  | － |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |

第１２号の２様式

事業完了報告書

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
| 所在地 |  | 事業所に関する情報（HP等） |  |
| 設計者 |  | 施工者 |  |
| 用 途 |  |
| ①規模 | 階 数 | 地上 階 地下 階 | 延床面積 ㎡ |  |
| ②建築物の制限等 | 構造（　　　　）耐火建築物（　　階　　　　㎡）、準耐火建築物（　　階　　　　㎡） |
| ③提案内容（モデルプランの特徴等） |  |
| ④木質化した理由、背景 |  |
|
| 申請者の基本情報 |  |

　※完成写真及び県産木材を証明する書類を添付すること。

第１３号様式

　第　号

令和　年　月　日

　　　(補助事業者の長)　様

一般社団法人　熊本県建築士事務所協会

 会　長

令和２年度新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業

補助金交付確定通知書

　　　記

　令和　年　月　日付け●●第　号で交付決定しました令和２年度新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業については、公募要領の規定により、下記の通りその額を確定しましたので通知します。

記

１　交付確定額　金　　　　　円

第１４号様式

令和２年度新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業

補助金交付請求書

令和　年　月　日付け●●第　　号で確定の通知がありました令和２年度新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業として、下記の金額を交付されるよう新しい生活様式対応のための県産木材利用促進事業公募要領により請求します。

記

　請求額　金　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 口座振替払 | 金融機関名支店名 |  |
| 預金種目 | １ 普通　　２ 当座 |
| 口座番号 |  |
| 口座名義 |  |
|  |
|  |

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住　所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（氏　名）

一般社団法人熊本県建築士事務所協会

会　長　　　様